

～ 公認審判員資格の再取得について ～

令和6年4月1日改訂

公認審判員資格を失効された方で再取得を希望される方は、下記の要領で手続きをしてください。

手続き

①埼玉県バドミントン協会事務局長へ、再取得を希望する旨 メールする。

(会員番号 名前 (姓、名、ふりがな) は、かならず入力してください)

会員登録システムで現在の状態を確認し、失効していた更新回数等をお伝えいたします。

②失効していた更新回数分の資格登録料及び再取得費(登録料・申請料 × 更新回数)を埼玉県バドミントン協会の口座に振り込んでください。

$$\text{振込額} = \text{登録料} \cdot \text{更新料} \times \text{更新回数}$$

登録料・更新料 1級は、5年間で16,400円(税込み・県内手数料含む)

2級は、3年間で10,900円(税込み・県内手数料含む)

3級は、3年間で8,700円(税込み・県内手数料含む)

③支払っていない年度の日本バドミントン協会会費は

会員登録システムを利用し、未納の年度を選択して納入してください。

埼玉県バドミントン協会の口座

※郵便局から振込用紙を利用する場合

口座番号 00150-4-554565

加入者名 埼玉県バドミントン協会

通信欄に 審判員資格更新手数料 と記入する

住所 氏名 連絡先 会員番号 も記入する

※他行から振り込みする場合

ゆうちょ銀行 名義：埼玉県バドミントン協会

当座：〇一九(ゼロイチキュウ)店 554565

振り込み後、振込日 住所 氏名 連絡先 会員番号 を

事務局長までメールでお知らせください

埼玉県バドミントン協会事務局長(藤松)

t.fujimatsu@saiabad.jp 半角で入力してください。